

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 山口県山口市大内御堀3953番地1
氏 名 株式会社モノポライズ
代表取締役 上松 寛延

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 村岡 嗣 政



許可の年月日 令和元年10月2日

許可の有効年月日 令和6年9月15日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)、陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。以上3種類)、燃え殻、動植物性残渣、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉍さい、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、がれき類(これらは、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含み、特別管理産業廃棄物であるものを除く。)
以上15種類

(2) 事業の区分

積替え又は保管を含む。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
裏面のとおり

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

令和元年10月2日 更新許可
令和2年1月30日 変更届(変更事項:積替え又は保管を行う場所の変更及び追加)
令和3年9月13日 変更許可(変更事項:産業廃棄物の種類(汚泥)の追加)
令和4年9月7日 変更許可(変更事項:産業廃棄物の種類(廃油、廃酸、廃アルカリ、鉍さい)の追加)

5. 積替え許可の有無

無(下関市)

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有

積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

1 所在地：山口県山口市大内御堀字大京3949番1

面積：22.715㎡

産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。以上3種類)、汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、がれき類(これらは、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含み、特別管理産業廃棄物であるものを除く。)以上9種類

保管上限：30.0m³

2 所在地：山口県山口市大内御堀字滝面4086番

面積：55㎡

産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。以上3種類)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、がれき類(これらは、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)以上8種類

保管上限：165.0m³

3 所在地：山口県山口市大内御堀字滝面4087番

面積：16㎡

産業廃棄物の種類：廃プラスチック類(自動車等破砕物を除く。以上1種類)(これらは、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)以上1種類

保管上限：5.3m³、積み上げ高さ：1.0m